

○審査選定基準等について【事業継続支援事業】

申請者から事業計画等の提出書類の申請を受けた後、申請要件の適合性について1次審査を行い、つるい未来へつなぐ商工観光経済活性化支援事業審査委員会を開催し、以下の基準により審査し、最終的に、村長が予算の範囲内で事業採択を行います。

【審査選定基準】

① 投資効果の判定

村の補助額に対し、相当程度の初期投資効果があること。

投資効果＝事業費／補助額

② 村内での経営実績は十分に備えているかの判定

これまでの経営期間や事業規模等を総合的に判断。

③ 地域との関係は十分に築いてきたかの判定

商工団体等への加入状況やこれまでの取組内容等を総合的に判断。

④ 村内経済への波及効果の判定

村内既存事業者等と取引は発生するのか、村外需要を取り込み村内の経済を拡大させる事業であるかなど。

⑤ 事業継続に資する投資となっているかの判定

補助金による支援終了後も長期間事業が継続され、売上高、付加価値額、営業利益が増加していく蓋然性が高いこと。

⑥ 事業に必要な資金が確保されているかの判定

事業を進めるにあたって、必要な資金が確保されていること。

(留意事項)

事業採択に当たっては、上記の審査基準に加え、本事業の趣旨に合致しない以下のような事業については採択しないこととしております。

- イ) これまで事業で支出していた経費の肩代わり、単なる老朽化設備・施設の更新・改修費、起業等に係る支出経費の因果関係が明確に説明できない経費が計上されている事業
- ロ) 申請者を支援すると、村内の同業他社との競争関係を歪めかねない事業
- ハ) 短期的な需要や官公需を当て込んだ事業
- ニ) どのような対価を得て事業を営むか不明確な事業、行政からの補助金、助成金、業務委託等によって業務を行う事業
- ホ) 他の補助金で実施した方が明らかに適切であると思われる事業